

2022年1月18日

K.M

離婚係争中の別居親の立場から

私は長年夫からのDVに苦しめられた上、令和元年8月に子ども達を連れ去られました。令和3年12月、裁判所の審判で監護者指定されても子の引き渡しが叶わず、現在は人身保護請求をしています。連れ去られてから3年以上が経過しましたが、子ども達と暮らせるようになるどころか、その間、子ども達に会えたのはわずか3回ですべて合計しても会えた時間は2時間もありません。

今となっては、長男は私のことを嫌うようになり、もうどうして良いかわかりません。当日は、このような子どもと離れて暮らす母親の存在をご理解いただこうと思い、お話しさせていただくことにしました。

記

1. 夫からの暴力

連れ去り以前、長男（11歳）の妊娠中から夫から暴力を受けるようになりました。身体的暴力はもちろん大声で怒鳴り散らす、机の脚を折る、パソコン等を叩き割るなど、酷い暴力でした。きっかけは子どもの保育園のシーツのサイズが違っていた、鍵を締め忘れた、ママ友を家に呼ぶ日を勝手に決めた（夫は参加しないが）など些細なことで暴力を振るわれ、何をどう話していいのかわからず顔を伺う日々でした。

モラハラも酷く、私のことを「恥ずかしいので周りに紹介できない」、「論理的な話し方ができていない」、「意味がわからないから紙に書いて説明しろ」、「誰もあんたの話を理解できない」、「知っていて当然（冠婚葬祭のマナー等）なことを知らず親からちゃんと育てられていなくてかわいそう」、「親から大切にされなかったんだね」等と毎日のように言われていました。

毎日のようにこのような目にあい、暴言を浴びせかけられる中でも「離婚しても一人では生きていけない、私が我慢すれば子どもたちも普通に生きていける、ここで生きていくしかない

い]と思い込むようになり、ずっと何年も耐えていましたが、掃除機やアイロン台で殴られ、（殴った衝撃で掃除機も、アイロン台も割れた）暴力はエスカレートするようになりました。

2. シェルターへ避難、帰宅、連れ去りまで

アバラを殴られ床に倒れた私を見ても放置する夫の様子を見て、もう殺されるかもしれないと思い、子どもたちを連れてシェルターへ避難しました（このとき1ヶ月ほど痛み止めを飲み続ける生活をしたため、骨は折れていたかもしれないが、病院に行くことはできなませんでした）。

一度シェルターへ逃げましたが、夫の代理人から「本人がカウンセリングを受けている、自分の問題にしっかり向き合っている」と連絡がありました。本人からの手紙も来ており、本当に暴力が無くなり平穏に暮らせるならと思い、自宅に帰ることにしました。

施設の職員から「DVする人は変わらない」と言われ続けましたが、（私もそう思っていたけど）ちゃんと自分の目で確かめよう、無理ならすぐ別れようと思っていました。

自宅に帰ったあと3ヶ月位は平和でしたが、やはり大声で怒鳴り散らしたり、あおり運転をする、殴りつけてものを壊す様子は変わっていませんでした。私を直接殴る行為はなくなりましたが、長男に向かって「母さんはおかしいことばかり言う、意味分かんないよね」、「母さんは上手に話せないから。出かけるけど喧嘩になるから母さんは来ないほうがいいよね」と子どもたちと引き離す行為をするようになりました。暴言で体調を崩せば、「母さんは子どもの面倒見なの、嫌なんだって。」、仕事に行く時間に長男がぐずれば「母さんは長男より仕事のほうが大切なんだって」と、子供に向かって言っていました。私が泣けば「母さん変な顔してるから」と言われ、子供に動画を撮らせ、私が言い返せば警察に通報されました。

自宅に戻って4ヶ月目、夫は電車で見知らぬ人に殴られ、仕事を休職しました。（連れ去り後も継続して休職）これによりずっと家にいるようになったため、私自身何か行動を起こせば何されるかわからない、見張られているという心理状態になりました。

夫が暴れて怒鳴り散らすので警察に通報しようとするれば電話を電話線ごと引きちぎり、コンセントを殴りつけて破壊したりしても怖くて身動きが取れなくなっていました。

3. 夫に子どもたちを連れ去られる

しかし、こんな生活はもう続けられないと思い離婚を切り出したところ子どもを連れ去られてしまいました。この連れ去り行為も泣いている子どもを無理矢理車に乗せるというもので、追いかけた私を突き飛ばしこのとき私は指を骨折しました。

連れ去りまでの経緯はこのようなものです。

写真による証拠や診断書、DV相談の記録なども提出しましたが、家裁では負け、上訴の末勝訴し、引き渡すように判決が出たにも関わらず、一年経った今でも引き渡しは叶わず、会うことすらできていません。

（参考）これまでの経緯

■婚姻から子どもたちを連れ去られるまで

H21年 婚姻

H22年 夫による暴力が始まる

H23年 長男誕生

H28年 次男誕生

H29年6月 シェルターへ避難

同年11月 シェルターから自宅に戻る

H30年4月 夫、電車内で他人に殴られ、休職 *現在も休職継続と聞いている

R1年8月 夫が子ども達を連れ去る

■係争の経緯

R1年 8月 監護者指定、子の引き渡し、保全を申し立て

同年11月 相手方代理人事務所で子ども達と面会

同年12月 相手方代理人事務所で子ども達と面会

同年11月 上記審判は調停に付され、同日、保全処分は取り下げる

R2年3月 交流場面観察調査実施

同年9月 第三者機関利用前提の面会交流は合意に至らず

同年10月 子ども達の調査官調査

R3年3月 夫から面会交流（案）の提示

*連絡先も教えてもらえていないにも関わらず、子ども達と勝手に調整しろとの面会交流（案）であった。家裁もこの提案を問題視せず。

同年4月 1回のみ面会交流が15分間実現、その後の母子の交流はなし

同年3月 上記審判一審敗訴

同年3月 高等裁判所へ抗告

同年12月 2審にて勝訴

R4年2月 直接強制手続き失敗に終わり終了する

同年3月 試行面会交流から長男逃げ出す

同年3月 人身保護請求申し立て

同年12月 人身保護請求は長男は棄却、次男は認容される

以上

